文化財保護委員会と生涯学習課文化財保護担当の役割

文化財保護委員会の役割

文化財保護条例第５条に基づき、和光市の文化財の調査、保存、活用について審議し、建議する。

＜最近の主な諮問に対する答申＞

・指定文化財の指定に関する諮問に対して答申

：「午王山遺跡発掘調査出土の弥生時代遺物」の文化財指定（平成２８年度）

＜現在検討中の案件＞

・富士塚の文化財指定　等

＜参考：和光市文化財保護条例＞

第５条　市の区域内に存在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し重要事項を審議し、かつ、これらの事項について必要と認めるものを建議するため、和光市文化財保護委員会(以下「文化財保護委員会」という。)を置く。

2　文化財保護委員会の会議その他必要な事項は、別に教育委員会規則でこれを定める。

文化財保護担当の役割

＜和光市教育委員会事務局組織規則に基づく職務＞

文化財保護担当

(1)　文化財の調査及び保護に関すること。

(2)　市指定文化財に関すること。

(3)　文化財関係団体に関すること。

(4)　文化財保護委員会に関すること。

(5)　史料の収集及び整理に関すること。